

## 国立大学法人電気通信大学拡大役員会要項

平成20年 4月 1日

改正

平成22年 4月20日

平成28年 1月20日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学に拡大役員会を置く。

(目的)

第2条 拡大役員会は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等で審議すべき重要事項に関する基本的方針や企画戦略等について検討し、部局等の意見や大学を取り巻く環境を踏まえ、前記会議等に付議する原案を検討することを目的とする。

(組織)

第3条 拡大役員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 情報理工学域長
- (5) 大学院情報理工学研究科長

(議長)

第4条 拡大役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、拡大役員会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 監事は、常時拡大役員会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 議長が必要と認めるときは、拡大役員会に前項以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 拡大役員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、拡大役員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。